

## 全国労働組合総連合との会見概要

日時：平成 23 年 6 月 2 日（木）10:30～11:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 10 階 園田政務官室

出席者：園田康博政務官（陪席者）笹島誉行審議官、村山誠参事官以下 計 5 名  
全労連公務員制度改革闘争本部

小田川義和本部長（全労連事務局長）、川村好伸国公労連副委員長、猿橋均自治  
労連書記長、磯崎四郎全教副委員長、黒田健司事務局長（全労連常任幹事）

議題：国家公務員制度改革関連四法案の閣議決定に向けての意見交換

概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：全労連）。

○ 本日は、中野公務員制度改革担当大臣の命により、大臣の名代として改めて法案の意義等について説明し、皆さんと意見交換したい。

今回の法案は、60 年間以上続いてきた枠組から転換する大改革であり、その歴史的意義を皆さんと共有したい。法案の閣議決定、そして法案成立に向け、皆さんと議論を進めたいと考えており、協力をお願いしたい。

● 国家公務員制度改革関連四法案が取りまとめられたことは、労働基本権問題について 60 年間の、また公務員制度改革について 10 年間の議論の到達点であり、大きな節目と受け止める。

ただ、我々が要求の根本に位置づけている「基本的人権としての労働基本権の回復」をもっと強く打ち出してほしい。ILO 勧告等に照らせば、なお道半ばである。消防職員の団結権、地方公務員制度改革、協約締結権の完全な保障、争議権回復へ引き続き努力いただきたい。

これまで自律的労使関係制度について、我々は「素案」、「全体像」の協議で問題点を繰り返し指摘してきたが、労働組合の事前認証制、管理運営事項の取扱、法律・政令に係る協約についての内閣の事前承認制等の問題点は解決されないまま法案化されている。これは、労使間の話し合いの下で決定する制度として不十分である。制度が働く者の権利や労働条件を悪化させる方向で使われる懸念もある。我々は要求書を提出し問題点を指摘していたが、十分応えていないのは不満である。

また、給与削減交渉を自律的労使関係制度の先取りと主張する向きもあるが、交渉の在り方等が極めて不十分で、全く自律的労使関係制度とは別物。労使の合意が自律的労使関係制度の大前提であり、制度の中味が理解されていない。

○ 今般の法案の核心は、国民のニーズに合致した効率的で質の高い行政サービスを実現し、国民の信頼を確保していくことにあると大臣も考えており、そうした目的のため非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、人事行政に責任を持つ使用者機関を設置することで労使交渉による勤務条件決定を可能にしようということである。これによって、公務員の労働環境の改善を進め、公務能率を向上できると考えている。

必ずしも意見が取り入れられていないという御指摘をいただいたが、一方では御意見にも沿う形で、国公労法案において不当労働行為を禁止するとともに救済等の手続を設けたこと、国公法の改正案に人事行政の原則として人事行政は公正に行われなければならない旨を明記したことなどは、重要な意義を有すると考える。

以下、具体的に御指摘のあった点についてお答えする。

まず、消防職員の団結権も含めた地方公務員の労働基本権問題については、前回の会

見で「国家公務員制度改革推進本部の議論を踏まえ総務省でも検討が進められていくものとする」と回答したが、総務省担当副大臣・政務官によるヒアリングが実施され、皆さんも対応されたと思うし、政府の検討姿勢は受け止めていただいていると考える。今後とも、この件については担当の総務省政務三役と緊密に連携を図ってまいりたい。

次に、5月25日付の「要求書」やこれまでの会見において指摘のあった給与法等の政令委任事項の範囲、管理運営事項の取扱、争議権など、法案の上で検討事項として整理した重要事項や運用面も含めて詰めるべき課題が存在する。これらについては、引き続き、皆さんと意見交換に努めてまいりたい。法案が成立した際には、使用者機関も設置されるが、意見交換の積み重ねがそこにつながっていくように努力したい。

最後に基本的な考え方についてであるが、公務員も、財政民主主義の要請等による地位の特殊性があるものの、憲法上の勤労者であり、裁判上もまた法律論としてもその基本的権利は保障されるべきものであることは言うまでもないことと考えている。

国家公務員法第1条では、「職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置」が根本基準に含まれることを明記しており、これを踏まえて改革に取り組んでまいりたい。

法案については、国家公務員制度改革基本法の期限を踏まえ、明6月3日に閣議決定の上、国会に提出するよう全力を尽くしてまいりたい。

- 公務員が労働者であるというお話があったが、そうであればこそ、民間労働法制に近づけた枠組について検討されるべきだ。我々の主張が法案に十分反映されていないことは残念であるが、我々と引き続き協議し、提出後も国会審議の中で修正を主張していく考えだ。
  - 勤務条件に影響がおよぶ管理運営事項は、交渉対象となることを法律で明記すべきだ。また、今後、地方公務員制度の検討では、総務省のみならず教員を所管する文部科学省とも交渉を進められるよう、理解と協力をお願いしたい。
  - 給与削減については、総務省が進めようとしている国家公務員についてのものだけでなく、地方公共団体でも同様の事態が生じている。問答無用で交渉を打ち切り、給与削減条例案を議会上程する例もあり、内閣による事前承認制がこうした不当な対応のために使われるおそれがあることを指摘しておきたい。  
また、地方公務員制度は総務省の所管だが、多様な労使関係があるなかで、非常に複雑な課題だ。消防職員の団結権の議論は、複雑で全体調整が上手くいかない典型的な課題だ。中心となる所管省は総務省と理解するが、政府全体の立場から推進本部事務局も、必要な役割を果たすべきだ。
  - 戦後の公務員制度をめぐる議論の経緯を振り返っても、1940年代の国家公務員法の制定・改正経緯について、当時の国会審議録に立ち戻って立法者意志を検証する必要性に迫られることがしばしばあった。今回の制度改革に当たっても、国会審議を通じて立法者意志を明確化していただく必要性を指摘しておきたい。
- ここまで来るのに困難な検討をしなければならないこともあったが、ようやく閣議決定というところまで来た。今後とも、法案の内容が公務労働者はもとより、幅広く国民に理解していただけるよう全力で取り組んでまいりたい。